

## 北九州市監査公表第4号

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の対象

## (1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている市民文化スポーツ局及び保健福祉局所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(令和4年6月30日現在、単位：千円)

補助金等交付団体名称	補助金等名称	3年度 交付額	4年度 交付額	所管課
東田ミュージアムパーク実行委員会	東田ミュージアムパーク実行委員会負担金	31,845	39,710	市民文化スポーツ局文化企画課
株式会社ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州支援事業補助金	40,000	0	市民文化スポーツ局スポーツ振興課
社会福祉法人鷹羽会	軽費老人ホーム運営費補助金	71,915	17,850	保健福祉局介護保険課
特定非営利活動法人北九州小規模連	北九州市障害者支援施設製品常設販売所運営費補助金	9,600	4,800	保健福祉局障害福祉企画課

※4年度交付額は、令和4年6月30日現在の交付済額

## (2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている市民文化スポーツ局及び保健福祉局所管の指定管理者のうち、次の6団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
共同企業体グループ A2K	門司市民会館 若松市民会館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局文化企画課
公益財団法人 北九州市スポーツ協会	総合体育館等 26スポーツ施設	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	市民文化スポーツ局スポーツ振興課
株式会社スピナ	的場池球場等 3スポーツ施設	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局スポーツ振興課
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体	北九州市障害者スポーツセンター	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	保健福祉局障害福祉企画課
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	洞海工芸舎	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	保健福祉局障害者支援課
イージス・グループ 有限責任事業組合	西部斎場	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	保健福祉局保健衛生課

## 2 監査の方法

### (1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているかを主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市感化基準に順序して行った。

## (2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

## 3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

## 4 監査の結果

### (1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

### (2) 監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。